

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	保健福祉部 保育・幼稚園課
------	---------------

事案番号	12210
実施事案名	松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、児童福祉法第45条第1項及び第2項の規定により、各自治体が厚生労働省令の基準を参考にして条例で定めることとされています。 この度、関係省令が改正され、令和5年4月1日に施行されることに伴い、条例を改正するものです。
策定根拠となる法令等	児童福祉法（昭和22年法律第164号） 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
政策等の案の関係資料	

★意見提出期間が30日未満となった理由

--

実施結果の公表予定日	令和5年2月15日（水）
------------	--------------

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	保健福祉部 保育・幼稚園課
-------------	---------------

事案番号	12211
実施事案名	松山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）
政策等を策定する趣旨，目的及び背景	<p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、児童福祉法第33条の16第1項及び第2項の規定により、各自治体が厚生労働省令の基準を参考にして条例で定めることとされています。</p> <p>この度、関係省令が改正され、令和5年4月1日に施行されることに伴い、条例を改正するものです。</p>
策定根拠となる法令等	<p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）</p> <p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）</p>
政策等の案の関係資料	

★意見提出期間が30日未満となった理由

実施結果の公表予定日	令和5年2月15日（水）
-------------------	--------------

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	保健福祉部 保育・幼稚園課
-------------	---------------

事案番号	12212
実施事案名	松山市幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正（案）
政策等を策定する趣旨，目的及び背景	<p>幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項から第4項の規定により、各自治体が内閣府令の基準を参考にして条例で定めることとされています。</p> <p>この度、関係府令が改正され、令和5年4月1日に施行されることに伴い、条例を改正するものです。</p>
策定根拠となる法令等	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）</p> <hr/> <p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）</p> <hr/> <hr/> <hr/>
政策等の案の関係資料	<hr/> <hr/> <hr/>

★意見提出期間が30日未満となった理由

実施結果の公表予定日	令和5年2月15日（水）
-------------------	--------------

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	保健福祉部 保育・幼稚園課
-------------	---------------

事案番号	12213
実施事案名	松山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）
政策等を策定する趣旨，目的及び背景	<p>幼保連携型認定こども園の認定の要件は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第1項及び第2項の規定により、各自治体が内閣府令の基準を参考にして条例で定めることとされています。</p> <p>この度、関係府令が改正され、令和5年4月1日に施行されることに伴い、条例を改正するものです。</p>
策定根拠となる法令等	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）</p> <p>幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）</p>
政策等の案の関係資料	

★意見提出期間が30日未満となった理由

実施結果の公表予定日	令和5年2月15日（水）
-------------------	--------------

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	保健福祉部 子育て支援課
------	--------------

事案番号	12214
実施事案名	松山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）
政策等を策定する趣旨，目的及び背景	放課後児童健全育成事業所の設備及び運営に関する基準は、児童福祉法第38条の8の2第1項及び第2項の規定により、各自治体が厚生労働省令の基準を参考にして条例で定めることとされています。 この度、関係省令が改正され、令和5年4月1日に施行されることに伴い、条例を改正するものです。
策定根拠となる法令等	児童福祉法（昭和22年法律第164号） 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）
政策等の案の関係資料	

★意見提出期間が30日未満となった理由

--

実施結果の公表予定日	令和5年2月15日（水）
------------	--------------